

福島県窓口収納に係るキャッシュレス決済導入業務及び指定納付受託業務 仕様書

この仕様書は、福島県窓口収納に係るキャッシュレス決済導入業務及び指定納付受託業務を実施するにあたり、必要となる仕様を示したものである。

1 業務の目的

現在収入証紙により収納している、各種証明や許可等に係る手数料や施設や機器の使用に係る使用料（以下「手数料等」という。）について、多様な支払方法を提供することにより、県民の利便性向上及び職員の収納業務効率化を図ることを目的とする。

2 契約開始時期

令和7年4月1日以降

3 スケジュール

契約開始日から令和7年10月31日までを福島県窓口収納に係るキャッシュレス決済導入業務（機器導入及び取扱準備等の期間）とし、それ以降に指定納付受託業務を開始する（予定）。

4 導入場所

No.	所属	所在地
1	県北地方振興局（県税部）	福島市杉妻町2番16号
2	県北地方振興局（県民環境部）	福島市杉妻町2番16号
3	消防保安課	福島市杉妻町2番16号
4	食肉衛生検査所	福島市瀬上町字北沢田38番6
5	ハイテクプラザ	郡山市待池台1丁目12番地
6	県北家畜保健衛生所	福島市東浜町5番18号
7	建築指導課	福島市杉妻町2番16号
8	福島工業高等学校	福島市森合字小松原1番地
9	福島北警察署	福島市飯坂町平野字江合2番地の8

※ 今後、段階的に導入場所（所属）を拡大する予定

5 導入台数

20台（1所属に数台導入することも想定）

※ 上記4の拡大に合わせて、導入台数も増加する予定

6 取扱件数及び金額（想定）

令和7年11月開始とした場合、令和8年3月までの間に、4,000件（23,000,000円）程度の利用を想定している。

※ 上記4の拡大及び上記5の増加に合わせて、取扱件数及び金額も増加する予定

7 調達機器

- (1) モバイル型キャッシュレス決済端末機は、SIMを搭載しており、ネットワーク環境を構築する必要なく、屋外等でもキャッシュレス決済を行えること。（本要件を満たさないものは提案しないこと。）
- (2) モバイル型キャッシュレス決済端末機は、POSアプリを搭載すること。
- (3) モバイル型キャッシュレス決済端末機は、バーコードリーダーを搭載し、1次元コード及び2次元コードの読取りに対応すること。
- (4) モバイル型キャッシュレス決済端末機は、プリンターを搭載し、レシートを発行できること。
- (5) モバイル型キャッシュレス決済端末機は、一度の充電で長時間使用できること。
- (6) モバイル型キャッシュレス決済端末機は買取りを想定しているが、買取り以外に優れた手段がある場合は提案すること。

8 POSアプリ

(1) 商品登録及び選択

ア 商品は、部門別の区分設定を行うことができ、1,500以上の商品を登録できること。また、商品の追加等の設定が容易にできること。

イ 商品の選択は、事前に作成したバーコードを読み込むことで選択できること。画面タッチ操作による選択もできること。さらに、減額となる商品もあるため、選択した商品の金額を画面タッチ操作で変更できること。

ウ 一度に複数の商品を決済することもあるため、容易に複数の商品を選択できること。

(2) 決済機能

ア クレジットカード決済に対応していること。また、少なくとも、Visa、Master 及び JCB の国際ブランドに対応していること。

イ 電子マネー決済に対応していること。また、交通系電子マネー、WAON、nanaco に、1つ以上対応していること。

ウ スマートフォン決済アプリでの決済に対応していること。また、PayPay のほか、国内の主要なスマートフォン決済アプリのブランドに1つ以上対応していること。

エ 決済誤り等の発生時に、容易に返金処理ができること。

(3) レシート

ア レシートは、納付者用のレシートの他に、県側の控え（以下「レシート等」という。）を発行できること。

イ レシート等は、連番の伝票番号等を印字でき、また、売上集計のデータにも同一の番号を付与することにより、レシート等とデータの紐付けが容易にできること。できない場合は、代替手段を提案すること。

ウ レシート等は、窓口の名称など、任意の文字を印字できること。

エ レシート等は、インボイスに対応できること。

(4) 売上集計

ア 集計データは、契約期間中にあっては、クラウドサーバーに1年間以上保管されること。

イ 集計データは、CSV形式などでダウンロードできること。

ウ 集計データは、導入場所（所属）ごとに確認でき、商品別、収納年月日別などの区分別に集計できること。また、取りまとめ担当課は、全ての導入場所（所属）の集計データを一括で確認でき、導入場所（所属）別の集計ができること。

(5) アプリのアップデート

POS アプリのバグ修正等のバージョンアップや保守に無償で対応すること。

9 保守・サポート

(1) モバイル型キャッシュレス決済端末機の操作マニュアル及びPOSシステムに関するマニュアル（データ集計の方法等）を、電子ファイルで提供できること。（ファイルフォーマットは、Microsoft Office 又は Adobe Reader に対応できるデータ形式とする）

(2) モバイル型キャッシュレス決済端末機の不具合等によるトラブル対応のため、カスタマーセンター（問い合わせ窓口）を設置すること。

(3) モバイル型キャッシュレス決済端末機の故障等により使用することが困難となった場合、無償センドバックを行えること。

10 指定納付受託業務

(1) 受注者は、地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となること。

(2) 収納金は、少なくとも毎月1回は集計し、県が指定する口座に振り込むこと。

(3) 収納金の振込額は、実際に決済された額とし、決済手数料等を差し引かないこと。なお、決済手数料は、別途請求書により請求すること。（本要件を満たさないものは提案しないこと。）

(4) 収納金の振込みに係る振込手数料は、指定納付受託者が負担すること。

11 その他

この仕様書の解釈について疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項については、県及び収納代行事業者で協議の上定めるものとする。